

議案第76号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月27日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市議会の議員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。